

開発行為等許可申請手数料一覧

那須塩原市建設部都市計画課

○都市計画法第 29 条

申請事項 開発区域 等の面積	自己の居住用の建築物 に係るもの	自己の業務用の建築 物又は自己の業務用 の特定工作物の建設 に係るもの	その他（非自己用）
0.1ha 以上 0.3ha 未満	22,000	30,000	130,000
0.3ha 以上 0.6ha 未満	43,000	65,000	190,000
0.6ha 以上 1ha 未満	86,000	120,000	260,000
1ha 以上 3ha 未満	130,000	200,000	390,000
3ha 以上 6ha 未満	170,000	270,000	510,000
6ha 以上 10ha 未満	220,000	340,000	660,000
10ha 以上	300,000	480,000	870,000

○都市計画法第 35 条の 2

変更許可申請 1 件につ き、次に掲げる額を合 算した額。ただし、その 額が 87 万円を超えると きは、その手数料の額は、 87 万円とする。	イ	ロ	ハ
	開発行為に関する設計 の変更（ロのみに該当 する場合を除く。）につ いては、開発区域の面 積（ロに規定する変更 を伴う場合にあっては 変更前の開発区域の面 積、開発区域の縮小を 伴う場合にあっては縮 小後の開発区域の面 積）に応じ上表に規定 する額に 10 分の 1 を乗 じて得た額	新たな土地の開発区 域への編入に係る都 市計画法第 30 条第 1 項第 1 号から第 4 号 までに掲げる事項の 変更については、新 たに編入される開発 区域の面積に応じ上 表に規定する額（注）	その他の変更につい ては、10,000 円

（注）新たに編入される開発区域が 0.1ha 未満の場合は次のとおり

自己居住用：8,600 円

自己業務用：13,000 円

その他（非自己用）：86,000 円